

## 昭和住宅公園・甲府住宅公園・富士吉田住宅公園使用における

### 感染拡大予防ガイドライン

株式会社サンフジ企画

#### 【3密の回避】

##### ①換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- (1) 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどの方法で必要換気量を確保する。

##### ②施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- (1) 来場者の制限などにより混雑度を管理する。予約制を活用し1モデルハウス内及びインフォメーションハウスに同時に10名以上を入店させない。
- (2) 時間帯ごとに予約を受け付け、商談客が重ならないようにする。
- (3) イベントを当面の間自粛することで、不特定多数の来場を減らし、モデルハウス内で過度に人が密集する機会を減らす。

##### ③人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- (1) 最低1m（マスク着用の無い場合は2m）の対人距離を確保する。
  - ・打ち合わせは1室に1組までとする。
  - ・一人当たりの専有面積を最低3㎡としてモデルハウス内の人数を制限する。
- (2) 近距離での会話や発声を避けることを店頭及び玄関に掲示することで来場者に周知する。またBGMの音量も下げる。
- (3) 商談等で対面する場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽、または2m以上の間隔をあける。

#### 【その他の感染防止対策】

##### ④マスクの着用

- (1) マスクの着用について、従業員が遵守するとともに、玄関に掲示することで来場者にも周知する。
  - ・来場者のマスク無しでの入店は原則禁止する。忘れた場合には各モデルハウスで準備したマスクの着用をお願いする。

#### ⑤手洗い・手指消毒

- (1) 従業員は定期的に手洗い、手指消毒を実施し、来場者は入店時に手指消毒を実施する。
  - ・モデルハウス入口に消毒設備を設置して、来場者の手指消毒を促す。
  - ・従業員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。

#### ⑥体調チェック

- (1) 従業員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行う。

発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- (2) 来場者に対して、発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば来場しないように玄関の掲示・HPへの掲載によって呼び掛ける。また原則として、入口で来場者全員に体調確認チェックリスト（平熱より1度以上高い人がいないか、体調不良者はいないか等の項目にチェックして頂く）の記入をお願いする。

#### ⑦トイレの衛生管理

- (1) 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー、リモコン等）は定期的に清拭消毒を行う。
- (2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- (3) ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置する。

#### ⑧休憩スペースのリスク軽減

- (1) 一度に休憩する人数を4人までとし、休憩スペース入口に掲示をする。休憩スペース内に1名スタッフを配置し、人数の管理を行う。対角席に座るなどして対面での食事や会話を避ける。屋外のベンチに関しては、1つ置きに座るよう掲示し隣合わないようにする。
- (2) 常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。

※来場者用休憩スペースにおいても同様とする。

#### ⑨喫煙スペースの使用制限

- (1) 近距離での会話を避けるため、屋外BGMの音量を下げる。対人距離を最低2m確保するよう喫煙スペース入口掲示にて呼び掛ける。

**⑩清掃・消毒**

- (1) 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所（テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すりなど）を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。
- (2) 鼻水や唾液がついたごみはビニール袋に密閉してすてること。ごみを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗うこと。

**⑪緊急事態宣言の対象であった区域の在住者に対する利用制限**

- (1) 5月25日の緊急事態宣言解除の際に緊急事態宣言の対象であった区域※に在住する方の利用を制限する。※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の5都道県

**⑫チェックリストの作成・確認**

- (1) 各モデルハウスに対しガイドラインを配布しスタッフ全員に理解させ徹底させる。
- (2) ガイドラインに沿ったチェックリストを作成し、各モデルハウスで毎日記入したものを管理事務所に報告し、その結果を週に一回程度県に報告する。
- (3) 住宅公園スタッフが日々巡回する中で、ガイドラインに沿った営業が遵守されているかチェックする。

以上